

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和2年度)

要請事項	回 答	担当部局
1. 労働者福祉運動・事業の育成・強化について		
(1)一般社団法人 労働者福祉協議会(以下、鳥取労福協)は「安心・共生の福祉社会」の実現をめざし、広く勤労者の福祉向上の活動に取り組んでいる。労働者の環境改善に向けての勤労者に対する相談・助言活動、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた文化・体育事業、将来の子どもたちの安心・安全に暮らさせるための支援活動などを行ってきた。活動領域の拡がりとともに、県各部署との連携が必要となっている。今後の活動方向を探る機会をいただき、県下勤労者の自主福祉運動の推進及び発展に寄与する活動に連携・支援をお願いしたい。	鳥取労福協には、鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」の受託者として県内労働者・経営者からの労働相談等に対応していただいている。また、冊子「THE社会人」の作成・配布の委託、労働者スポーツ祭典や勤労者美術展など鳥取労福協が行う労働者福祉の増進に資する事業への補助などにより、その活動を支援しているところです。 令和3年度も引き続き鳥取労福協の活動への支援等を通じて、県下労働者の福祉向上・雇用環境改善を図ってまいります。	とつとり働き方改革支援センター
(2)厳しい経済状況や働き方改革に関する法令等が十分に理解されず、労使関係にも影響を及ぼしている。鳥取県の委託事業として中小企業労働相談所「みなくる」を受託しているが、労働条件に関する相談件数は引き続き多い状況にある。今年度で3年間の委託契約は終了するがこれまでの経験は大きな財産となっている。 新型コロナウイルス感染症拡大による、厳しい社会経済・雇用環境のもとで相談者からの相談内容も複雑化・多様化している中での「みなくる」事業を継続することは不可欠なものと考える。あらためてプロポーザルへの応募を行うが、受託した折には一層の機能強化に向けた連携をお願いしたい。	鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」は、平成20年4月に鳥取労福協に委託後、労働相談やセミナー等の普及啓発を通じて県下の労働環境の向上に向け、適正に運営をいただいている。 また、みなくるの管理運営事業は、平成23年度から公募制をとっており、令和3年度から3年間の次期管理運営についても受託事業者は公募制とする予定です。 受託事業者には、引き続き適正な運営をいただくよう、県としても連携を図ってまいります。	とつとり働き方改革支援センター
※実績 2019年 労働相談 3,171件 2020年 労働相談 1,227件 (2020年は1月～8月までの実績)		
(3) 2020年4月よりパワハラの防止措置が企業に義務づけられたものの、今年度においても相談は、相変わらずある。事業主・労働者ともにあらためてパワハラについて関心と理解を深めるよう注意喚起と指導を徹底していただきたい。また、様々なハラスメントの発生による相談も増加している中で、労働に関して困った時は「みなくる」に相談する等、さらに「みなくる」が利用されるよう周知の強化をはかっていただきたい。	県では、令和2年9月・10月に県内企業を対象とした「ハラスメントセミナー」を開催し、パワハラを含め、ハラスメントに対する基礎知識のほか、具体的な対応フローヤノウハウを学ぶ機会を設けたところです。 また、鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」においても、県内事業所等において、ハラスメント等のテーマで実施される社内研修等に無料で講師を派遣しています。 引き続き、県ホームページやチラシ等によりハラスメント防止に向けた働きかけを行ってまいります。 また、「みなくる」についても、県ホームページやチラシ配布のほか、県政だよりや新聞広告によるPRを図っていくこととしていますが、特にこの度、コロナ禍での雇用不安に応えるため、「みなくる」や県立ハローワークの「特別相談窓口」等を含めた相談窓口の広報強化を行うこととしています。	とつとり働き方改革支援センター

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和2年度)

要請事項	回 答	担当部局
<p>(4) 社会人前教育(労働法関連講座)を、県内の高校や大学・短大等で行っている。教材として鳥取県・連合鳥取・鳥取県経営者協会の協力、支援のもとで発行している労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を活用し社会人としてのルールやマナー等、基礎知識の習得に向けた取り組みを行っている。高校を卒業後、進学する生徒においてもアルバイトは当たり前となっている中、過酷な労働環境で辞めたくても辞められないと訴える現状がある。高校生が在学中に労働に関するルールを学習することによりトラブル防止やトラブルに巻き込まれたときの相談窓口の周知をこれまで以上にはかる必要がある。また、この冊子は、好評を博しており、毎年多くの団体から配布希望があり新入職員の職場教育研修にも活用されている。</p> <p>については、社会人前教育が教育現場で重要な講義であることをあらためて徹底していただきたい。</p>	<p>現在、高校では、専門家や企業から招聘した講師による出前授業や労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を活用した学習を通して、労働に関するルールや相談窓口等について学んでいるところです。県教育委員会としても、労働法制を学ぶことは、高校生が実社会で生きしていくために必要な知識や主体的に社会とかかわる態度を身に付け、社会参画の意識を高めることにつながることと認識しています。今後も、労働法制等に関する学習が、一層有効なものとなるよう、関連機関と連携を図りながら進めて参りたいと考えています。</p>	高等学校課
2. 消費者行政の充実強化に関する要請について		
<p>(1) 貸金業法改正により、一人当たりの無担保融資の債務残高は50万円強と減少しているものの、多重債務者の多くは世帯年収3百万円以下の層が占めており、生活苦による利用が増加しています。その他、ギャンブルや飲酒、ネットを通じた買物やゲーム等への依存も要因とされています。さらに、キャッシング決済の普及で、今後自己統制力が弱く浪費癖のある人によるクレジットカードリボ払いの多用等も懸念されています。県として、消費者センター及び市町村の消費生活・多重債務相談窓口、並びに弁護士・司法書士等の専門家への相談、精神科医や臨床心理士等による支援にかかる広報の強化をお願いしたい。</p> <p>(2) 2022年4月には、成年年齢の引き下げが予定されており、高校生が成人として契約の当事者となります。資質をきちんと備えることでトラブルに巻き込まれないようにしなければなりません。県内の全高等学校で消費者教育授業が継続的に効果的に実施されることや、繰り返し発生する高齢者等を狙った特殊詐欺や悪質商法等による被害防止に係る県民一人ひとりの気づきを促す出前講座の実施等、啓発活動の強化をお願いしたい。</p>	<p>家計管理や生活設計に関する基礎講座、多重債務や悪質商法等の未然防止等に関する啓発講座を県金融広報委員会と連携して実施しています。また、多重債務及びヤミ金融問題については、消費生活センターの専門の相談員が相談をお受けするとともに、毎月1回弁護士・司法書士による法律相談会を開催して、トラブル解決の支援を行っているところです。これらの取組について、県のホームページやチラシ、LINEで周知を行っていますが、今後はチラシの配布先を工夫する等、さらに効果的に周知を図るよう努めてまいります。</p> <p>2022年からの成年年齢の引き下げに伴い、若者の消費者被害の防止や救済を図るため、より一層効果的な消費者教育を実施することが必要であると認識しています。</p> <p>現在、高校では、教科の中で消費者問題を学習したり、関係機関と連携して専門家の話を聞いたりするような機会を設けているところです。</p> <p>また、令和3年度には、すべての県立高校の2年生を対象に、県消費生活センター、県弁護士会と連携した消費者教育に関する出前講座を実施する予定です。今年度は、県消費生活センター担当者、弁護士、県立高校の教諭4名、県教育委員会担当者とで協力して、その際に使用する統一教材の作成を行っております。</p> <p>今後も、高校生が社会の主役として主体的かつ適切に消費行動で生きよう消費者教育の推進を図っていくこととしています。</p>	障がい福祉課 高等学校課

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和2年度)

要請事項	回 答	担当部局
	<p>2018年度から教育委員会と連携して県内高校における消費者教育授業を開始し、2020年度にはすべての高校で実施する予定であり、2021年度には、弁護士会・教育機関と連携して「弁護士出前授業」を全高校で実施する予定です。</p> <p>また、県内高等教育機関(鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取短期大学、米子高専)における、一般県民も対象とした「くらしの経済・法律講座」や県内各地で開催する公開講座、広域団体や大学等に対する出前講座(講師派遣)を実施し、身近な契約トラブル、特殊詐欺や悪質商法等の事例及びその対処法等について、幅広い年齢層に対する啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>その他、県ホームページに「自宅で学べる消費生活講座」を開設、地元紙に「とつとり消費者大学消費生活相談」を定期連載、また、若者向けにLINEを用いて情報を配信するなど、様々な手段を用いながら、引き続き消費者教育・啓発を進めてまいります。</p>	消費生活センター
3. 貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化に関する要請について		
(1) フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づけることが重要です。子どもの貧困対策として重要な活動を行っている「こども食堂」の充実・拡大・活用に関する取組強化や様々な民間団体を通じた食品の提供や、バントリー設備の整備など、福祉・環境政策とも連携した施策の推進をお願いしたい。	<p>県では、子どもの貧困対策として、こども食堂を含めた子どもの居場所づくりについて、市町村の取組やネットワーク活動に対する支援を行っており、現在62か所まで拡大しています。</p> <p>また、フードドライブ事業を鳥取県生活協同組合に委託し、イベントや職場等での余剰食品の回収等を実施しているほか、病院をはじめ各団体からの食品等の提供については、隨時受け付け、鳥取県食品ロス削減推進協議会会員(フードバンク団体、こども食堂等で構成する団体を含む。)に情報提供し活用いただいているところです。</p> <p>引き続き、食品提供に関する取組とも連携し、こども食堂への必要な支援を行っていきます。</p>	福祉保健課 循環型社会推進課

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和2年度)

要請事項	回 答	担当部局
<p>(2) フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、フードバンク団体の基盤強化(活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送料用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など)に向けた支援策を拡充するための財源の確保をお願いしたい。また、「鳥取県食品ロス削減推進協議会」において、フードバンク活動の推進強化についてどのような検討が進められるのか伺いたい。</p>	<p>食品ロスの削減を重要課題として、フードドライブ事業を鳥取県生活協同組合に委託し、イベントや職場等での余剰食品の回収等を実施しており、必要な施策等については、「鳥取県食品ロス削減推進協議会」において、協議することとしています。</p> <p>「鳥取県食品ロス削減推進協議会」においては、これまで食品ロス削減キャンペーンの実施や安心安全な食品管理・流通を図るため、食品を提供する際の基本的なルールを示す「フードバンク等に提供する食品の取扱いに関する手引き」の検討等を行ってきましたが、令和2年度から、食品ロス削減の取組を更に拡大するため、県内全市町村も参画し、対応を検討することとしています。</p>	循環型社会推進課
<p>4. 大規模災害等の被災者支援と防災・減災対策の強化</p> <p>(1) 地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備していただきたい。</p>	<p>平成28年10月に起こった鳥取県中部地震の際には、各種支援施策を早急に打ち出すとともに、その支援施策を取りまとめたチラシを作成して情報提供に努め、相談窓口の設置などを行ったところ。今後大規模な自然災害が起こった場合には、鳥取県中部地震後の実践例も参考としながら、必要な支援体制の整備を検討することとしています</p>	危機管理政策課
<p>(2) 国に対し、被災者生活再建支援制度の拡充を働きかけるとともに、同制度を補完する県の支援制度を拡充し、住民への周知をさらに進めさせていただきたい。</p>	<p>全国知事会では、被災者生活再建支援制度の支援対象を半壊世帯まで拡大するよう国に要望(平成30年11月)し、国はこの要望を受けて、先の臨時国会で半壊のうち損害割合30%以上(中規模半壊)を新たに支援対象に加え、建設・購入に100万円、補修に50万円を支給する法改正を行いました。</p> <p>県では、こうした法改正の動きを受け、令和2年12月に被災者住宅再建等支援制度の見直しを行い、半壊(損害割合20%以上40%未満)は、建設・購入、補修いずれの場合も従来の支給額(上限100万円)を維持しつつ、国から受けられる支援金の額を控除することとし、一部損壊10%以上は、新たに建設・購入する場合も支援対象に加え、補修と同様に30万円を支給することとしました。</p> <p>県民には、引き続きホームページ等により、この度の制度改正を含む被災者住宅再建等支援制度について周知を図ってまいります。</p>	住まいまちづくり課

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和2年度)

要請事項	回 答	担当部局
(3) 災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営のため に公的な支援の一層の充実をはかっていただきたい。	災害発生時に災害ボランティアセンターにおいて中核的な役割を 果たす災害ボランティアリーダーの養成研修に対する支援や、災害 ボランティア関係機関(行政、社協、青年会議所、ボランティア団体な ど)による連絡会を開催し連携強化を図っており、引き続き、災害ボラ ンティアの体制整備を推進していきます。	福祉保健課
(4) 近年、高齢者の孤独死が増えています。入居者の孤立化防止の観点から、相談 員による見守り・相談などの寄り添い支援を充実させるためにも、既存コミュニティや自 治会、生活協同組合、社会福祉協議会やNPO等の支援団体との連携強化をはかり、 引きこもり防止に向けた対応を進めていただきたい。	「令和新時代創造県民運動推進補助金」により、住民同士による支 え愛活動や民間事業者等との連携した取組みを支援し、地域住民に による地域づくりを促進するとともに、民生委員・児童委員が一人暮らし に不安のある高齢者等の見守りを行う取組みにより高齢者等の孤立 化防止を進めます。 また、地域住民の様々な課題への対応は、まずは身近な市町村が 主体となって取り組むべきものであり、住民同士の支え合いを含め た、市町村の包括的な支援体制整備を支援するために、県は令和2 年度から包括的支援体制整備推進員や専門家による推進チームの 派遣などを行っています。今後も市町村の体制整備が円滑に進むよ う支援していきます。	福祉保健課
5. 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対する対策について		
(1) 新しい生活様式に対応した災害時における避難所等の対策 新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況下での、大規模災害時の避難や 避難所における感染症対策の備えを徹底し、地域住民への周知・広報をお願いした い。	コロナ禍においても、災害時に避難所への避難が必要な住民が避難 を躊躇する事がないよう、避難所での感染症対策を徹底する必要が あることから、県では本年度、市町村が行う避難所の感染症対策のため の資機材整備を「鳥取県新型コロナウイルス感染症避難所特別支 援事業補助金」により支援しました。また、「鳥取県避難所運営マニュ アル作成指針」を改訂し、体調不良者の確認や避難所内での感染症 対策等を市町村にお示しし、避難所での具体的な対応をお願いして います。 地域住民への周知については、広報誌やHPでの告知など機会を捉 えて、引き続き市町村とも連携しながら地域住民の理解浸透を図って まいります。	危機管理政策課

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和2年度)

要請事項	回 答	担当部局
(2)休業・休職等に伴う所得補償、雇用対策など 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、安い雇止めが行われることのないよう企業等に周知徹底とともに、自治体による自粛指示・要請に基づく休業に対しては、雇用形態を問わず所得補償を行うことをお願いしたい。また、離職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう手厚い就労支援を行っていただきたい。	県では、「新型コロナウイルス対策 企業・雇用サポートチーム」を案件に応じて設置し、県内事業所の事業継続・雇用維持をバックアップするための支援をチーム体制で実施しています。 休業に対しては、国の持続化給付金、雇用調整助成金、県の制度融資や新型コロナウイルス克服再スタート応援金等の既存制度を活用いただくためのワンストップ窓口を設置して対応しています。 離職者に対しては、新型コロナウイルスの影響を受けた求職・相談者への特別相談対応を行うとともに、そのような求職者の採用に理解のある企業の求人を「さえあい求人」として登録する特別相談窓口を県立ハローワーク(4箇所)に設置している。なお、「さえあい求人」により新規雇用を行った事業者に対して、人件費(最長6ヶ月)を支援」であります。	雇用政策課 県立ハローワーク
(3)生活困窮者自立支援 ①今後の経済・雇用環境の悪化により生活困窮の深刻化が想定されることから、各市町村の生活困窮者自立支援事業において、きめ細やかな相談・支援が十分に行える体制が確保できるよう公的な援助をお願いしたい。 ②「相談崩壊」を招かないよう、市町村に対し、各種相談窓口(生活困窮者支援、生活保護、雇用、生活福祉資金貸付など)の人員体制の強化をお願いしたい。	①国の補助事業の対象とならない地域の状況に応じた市町村独自の取組について、財政支援を充実されるよう昨年7月に国に対して要望を行ったところです。 引き続き、国施策の動向も踏まえ、必要に応じて実施市町村への支援について国に要望していきます。 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援強化が求められる中、福祉事務所等の自立相談支援機関における自立相談支援員の加配等について、国の財政支援が行われており、県では市町村に情報提供を行うとともに、当該財政支援の活用に係る市町村との協議等を通じてフォローを行っています。 国施策の動向も踏まえ、必要に応じて実施自治体への支援について国に要望していきます。	福祉保健課
(4)緊急住宅支援 経済状況が改善するまでの一定期間、家賃滞納者への追い出し行為を行わないよう、公的住宅での家賃減免・猶予制度を積極的に活用するとともに、民間賃貸住宅の家主に対しても損失を補償するなどの支援を検討いただきたい。	県営住宅では、収入が著しく減少し、やむを得ず家賃が支払えない入居者について、従来から家賃減免(3ヶ月以上継続した収入減をもとに判定し一定の基準を持たず入居者の家賃を減免)や微収猶予ができる取扱いを運用しているところですが、この取扱いに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休業等による急激な収入減に対応できるよう、1ヶ月又は2ヶ月の収入減でも短期(4ヶ月又は8ヶ月)の家賃減免の適用を判定する特例の取扱いを令和2年5月から運用しています。	住まいまちづくり課

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和2年度)

要請事項	回 答	担当部局
	<p>民間家賃住宅の家主に対しては、売上減少等の一定要件を満たす場合、県制度融資による無利子・無保証による融資を活用できるほか、令和3年度の固定資産税・都市計画税の減免などの支援を受けることも可能です。</p>	商工政策課 企業支援課
(5)奨学金返済と学費への支援 ① 大学等修学支援法について、新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合も、急変後の所得見込みにより要件を満たせば支援対象となることを広く周知広報いただきたい。 ② 家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないよう、自治体の奨学金制度(給付・貸与)の拡充をお願いしたい。 ③ コロナ禍に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、自治体の奨学金の救済制度の活用推進を様々な方法で周知していくことが重要です。合わせて保証人を含めて無理な取り立てを行わないようお願いしたい。	<p>①高等教育の修学支援新制度により、対象となる学生は入学金及び授業料の減免が受けられ、新型コロナウイルス感染症の影響等による家計急変の場合は、該当学生が在学する大学等で随時申込みを受け付けることとなっています。制度の周知については、各大学等から学生への周知をお願いするとともに、各大学等のホームページの他、県ホームページ(とりネット)の新型コロナウイルス感染症特設サイトの支援策・相談窓口のページや、当課ホームページでもお知らせしています。</p> <p>② 高校生に対しては、令和2年度から高校生等奨学給付金に関する給付額(第1子)を引き上げるとともに、家計急変した世帯を給付対象に加えたり、希望する世帯には一部前倒し給付を行うなどの拡充を行ってきているところである。また、奨学金についても、家計急変した世帯への緊急貸与を行うなど柔軟な対応を行っており、今後も適宜拡充を図ってまいります。</p> <p>大学生に対しては、国において給付型奨学金制度の充実や授業料等減免制度が創設され本年度から実施されているところであり、在学中の家計急変などにも対応しているため当該制度を活用されたい。また、県の無利子奨学金についても、従来認めていなかつた日本学生支援機構の給付型奨学金や無利子奨学金との併用を認めるなど、適宜拡充を行っているところです。</p> <p>③ 県が貸与した奨学金は、次の奨学金の原資となるものであり計画どおりの償還をしていただく必要があるが、進学、疾病、失業、出産等で一時的に低所得となる期間は返還を猶予する制度を設けており、貸与者には情報提供するとともに、県のHPでも周知を図っているところである。また、奨学金の返還が滞っている方については、事情を聞きさせていたがきながら柔軟に対応していく所存です。</p>	総合教育推進課 人権教育課